

「資本の性質を有する金融商品のDP、公表」IASB

去る6月28日、IASBは、IAS 32号「金融商品・表示」を改訂する「資本の性質を有する金融商品」(以下、「本DP」という)を公表した。

IASBは、IAS 32号「金融商品・表示」を改訂する「資本の性質を有する金融商品」(以下、「本DP」という)を公表した。

本DPの目的

「資本の性質を有する金融商品」について検討する目的は、次の2つである。

- ① IAS 32号を適用した際の金融商品の分類に関する困難な点を把握する。
- ② ①の分類に関する困難な点に対して、分類に関するより明確な原則と、表示および開示に関するより充実した定めによって、対処する方法を検討する。

本DPでは、企業が発行した金融商品に関して財務諸表において提供される情報を改善することが検討されている。

企業が発行する金融商品は、財務諸表においては、負債または資本に分類されるが、当該分類は重要な意味をもつことになる。これは、企業の財政状態や経営成績の描かれ方に多大な影響を及ぼし、また、金融負債の帳簿価額の変動は、純損益に影響を及ぼすためである。一方では資本の場合には帳簿価額が変動することはなく、純損益に影響が及ぶことはない。

従来IAS 32号では、このような負債と資本の分類に関するガイダンスが提供されていたが、金融商品の複雑化に伴って、明確に分類することが困難な場合が生じている。

これにより、実務において会計処理に多様性が生じることもあり得る。さらには、投資家が従来から企業の資本に関するより多くの情報を求めていたことも今回の検討の背景にある。

本DP検討の背景

従来IAS 32号では、この

ような負債と資本の分類に関するガイダンスが提供されていたが、金融商品の複雑化に伴って、明確に分類することが困難な場合が生じている。

このような背景により、金融資産の会計処理および金融負債の認識と測定を扱うIFRS 9号、金融商品の開示を扱うIFRS 7号とは異なる分野である、金融商品の発行者に関する金融負債が資本かの分類を扱う当該プロジェクトが進められている。

本DPのプロジェクトの範囲

金融負債と資本の分類の原則

本DPでは、金融負債と資本の分類の原則として次が挙げられている。

本DPでは、金融負債と資本の分類の原則として次が挙げられている。

- ① タイミング特性
発行者は会社の清算より前に、現金の支払や、金融資産の引渡しが求められる可能性がある。
- ② アマウント特性
発行者は保有者に対して、発行者の業績や株価にかかわらず一定のリターンを提供しなければならぬ。

前記の両方の特性がない場合には、金融商品は資本に分類されることになる。

また、本DPでは、これ以外に表示や開示に関しても検討されている。

会計

公正価値測定基準等文案、検討

IASB J、金融商品専門委

去る7月3日、企業会計基準委員会

委員会は第130回金融商品専門委員会を開催した。

主な検討事項は次のとおり。
金融商品に関する会計基準の改正についての意見募集文案の文案検討

文案検討

前回の専門委員会および親委員会(2018年7月10日号(No.1517)情報フラッシュ参照)に引き続き、金融商品に関する会計基準の改正についての意見募集文案の文案の検討が行われた。

また、今回はコメント募集の文案も示され、検討が行われた。コメント募集の文案では、公開期間を3カ月程度とし、別紙として日本基準、IFRS、米国会計基準における取扱いの簡略的な比較の資料が添付されて

を「検討する」と回答があった。

公正価値測定ガイダンスの「開示の基準等の文案検討」

公正価値測定の定義・ガイダンスに関する会計基準、適用指針および設例の文案が検討された。

前回の専門委員会および親委員会(2018年7月10日号(No.1517)情報フラッシュ参照)で出された意見をもとに修正が行われている。

(1) 会計基準案

基準名について、「時価の算定に関する会計基準(案)」と示されているが、「時価」の用語やタイトルは仮置きである旨が事務局から示されている。

また、用語の定義のなかで「インプット」が仮定として定義されていることに違和感があるという前出された意見をもとに次のように修正された(傍線は前回文案からの変更箇所)。

- 4項
- (5) 「インプット」とは特定の評価技法に固有のリスク及びインプットに固有のリスクに関する仮定を含め、市場参加者が資産又は負債の時価を算定する際に用いるであろう仮定としての評価技法に対する入力数値をいう。当該インプットには、公表価格を調整せずに時価として用いる場合における当

該公表価格も含まれる。(以下略)

専門委員からは、基準名について「金融商品」を付けたほうがよい、「算定」はテクニカルな印象がある」という意見があった。事務局からは、今後検討する旨が示された。

また、インプットの定義に関しては、「IFRS 13号の考え方と変わらないという点を、明確にしてほしい」という意見が出された。

(2) 設例案

事務局から、IFRS 13号の19ある設例のうち、次の設例を検討対象とすることが提案された。

設例6 レベル1の主要な(又は

もつと有利な)市場

設例7 当初認識時の金利スワップ

設例8 資本性金融商品の売却に関する制限

設例10 仕組債

設例12 社債債務・相場価格

設例13 社債債務・現在価値技法

設例14 資産に係る活動の量又は水準が著しく低下した場合の市場利回りの見積り

また、日本基準独自の設例は作成しない旨が示された。

専門委員からの「設例13の現在価値技法などは事業会社にはハードルが高い。もつとシンプルな設例を入れてはどうか」という意見に、事務局は検討する旨を示した。

会計

会計方針等に関する会計基準の開発を「基礎とする」方向

ASBJ、ディスクロージャー専門委

去る6月29日、企業会計基準委員会は第14回ディスクロージャー専門委員会を開催した。

今回も前回と同様に、基準諮問会議から依頼された「判断および見積りに関する注記情報の充実」について事務局の考えが示され、それに基づき議論がさ

これまでの経緯

基準諮問会議において、「経営者が会計方針を適用する過程で行った判断」(IAS 1号12項)および「見積りの不確実性の発生原因」(IAS 1号12項)について日本基準でも開示を求める

最近、企業の方から、監査人に対する批判を聞くことが増えたように感じる。これは企業側のコメントで、背景や事実関係はわからないし、監査人側にも意見があると思う。ただ、私の経験を踏まえると、企業側の主張にも思い当たるフシがある。

たとえば、これまで何度も相談してきたにもかかわらず、決算直前になって、突然ノーといわれたとのこと。その理由を尋ねても納得感のある説明がない。そして監査チームから「われわれはよいと思うが、本部がダメだといっているので仕方ない」とのコメントがあったり、時には、一緒に検討していたはずなのに突然、二重責任の原則(企業の財務諸表の作成責任)を持ち出して、謝罪の言葉すらないケースもあるようだ。

実は私も期末直前になって間違いに気づいたり、ある相談をもつと多面的に検討していれば事前に解決できた問題だったのでは、と反省することが何度かあった。タイミング的にも大問題となるのが想像できるもので、できれば内々に、と思ったこともある。ただそのような内部の事情は資本市場に対しては何ら関係はなく、間違いがあれば財務諸表を修正する必要はある。この場合、誰が悪いのか、

ではなく、まず自分に落ち度があれば、それについてプロとして逃げずにしっかりと謝罪することが大切だ。それを受け入れていただけるかどうかは、日頃の信頼関係に依存している。時にはその対応次第で信頼関係がより高まることもある。

また、結論がノーに変わるのであれば、なおのこと、その理由をしっかりと説明することが重要だ。監査チームは企業の主張を「傾聴」し、ルールの表面上の

文言のみならず、その趣旨をしっかりと調べる必要がある。ノーの根拠が「本部が……」では、プロとして当事者意識を欠いている。自らが納得するまで法人内で議論を尽くす必要がある。企業も監査チームのそのような姿勢をみているはずだ。



証明してほしい、と監査人からいわれるとのこと。重要性の考え方は、企業会計原則(注1)にも記載されているとおり、企業側から持ち出すことは何ら問題ない。大切なことは、本来あるべき会計処理を企業と監査人とが共有し、それとの乖離度合いを把握し、費用対効果を考慮して簡便法等を採用することである。収益認識会計基準の適用指針16項では、代替的な取扱いの適用に「企業による過度の負担を回避するため、金額的な影響を集計して重要性の有無を判定する要件は設けていない」とされている。監査人に対する留意事項が含まれているのであろう。

監査はそもそもリスクのある業務である。監査責任者は、職業的懐疑心を持ち、取ってはいけないリスクを峻別するとともに、リスクを回避し過ぎないというバランスのある判断をすることが大切だと思う。

人間社会では、結論はもちろん、結論に至るプロセスがより大切なこともある。それには監査人の説明力ないしコミュニケーション力がとても重要だ。それは専門家にとって脅威といわれるAIに対抗できる強力な武器になるはずだ。

(公認会計士 布施伸章)

ことが提案されたがコンセンサスが得られず、当委員会にて検討することが依頼された。

これを受け、「判断および見積りに関する注記情報の充実」の検討の進め方に関して、次の4つの考え方が示され、前回はASBJ事務局から②を基礎とするとの提案がされた。

考え方① 開示全体に関する包括的な会計基準の開発

考え方② 会計方針等に関する会計基準の開発

考え方③ 判断および見積りに関する会計基準の開発

考え方④ 具体的な個別の会計基準の注記の充実

②を提案する根拠

今回、ASBJ事務局は前回に引き続き考え方②を基礎とする提案し、その根拠について次のように説明した。

【考え方①を採らない理由】

・概念フレームワークやIAS1号のような包括的な会計基準を開発せずとも基準諮問会議に対して寄せられた提案に対応できるから

【考え方②を基礎とする理由】

・基準諮問会議に寄せられた提案に対応した形で検討を行うことが適切であるから

・「基礎とする」としていたのは、

IAS1号122項・125項のような開示要求をそのままの形で日本基準に導入することは適切ではないから

【考え方③を採らない理由】

・「会計方針」の定義や開示すべき会計方針の範囲を見直さず、最初から検討の範囲から除外することは適切ではないから

ASBJ事務局の考え

IFRS基準と同様の開示を行うべきか検討することがきつかけであるが、必ずしも日本基準の開発において国際的な定めと合わせる事が目的ではなく、検討次第ではIAS1号122項・125項に相当する定めを取り入れないとの結論づける可能性があるとの考えも示された。

IAS1号122項・125項に相当する定めを導入する場合の対応

仮にIAS1号122項に相当する定めを日本基準に導入する場合には、開示すべき項目を選択する方法を採らないとの考えが示された。

また、仮にIAS1号125項に相当する定めを日本基準に導入する場合には、開示すべき項目を選択する方法により、企業にとって「最も重要」な見積りについて開示を求める方向で検討するとの考えが示された。

そして、この方向性で基準開発の検討を行う場合、企業にとって「最も重要」な見積りについて、重要性のある修正を生じる重要なリスクのある資産および負債の帳簿価額とその算定根拠など、意味のある開示を求めるとの考えが示された。

IFRS16号およびトピック842を分析

会計

去る6月26日、企業会計基準

委員会は第79回リース会計専門委員会を開催した。今回も

前回(2018年7月1日号(No.1516)情報フラッシュ参照)

から引き続き、リース会計基準の開発の必要性に関して、事務局の分析が行われた。

主な審議事項は次のとおり。

き、基本的にすべてのリースに係る資産および負債を認識することとしている。

一方、リースに係る損益認識に関して、IFRS16号は、すべてのリースは借手に対する資金提供を含む取引と捉えて、使用権資産の減価償却費と借入金等に類似する負債に係る金利費用を別個に認識する単一モデルを採用している。

これに対して、トピック842は従前と同様の方法で、ファイナンス・リース(減価償却費と金利費用を別個に認識する)とオペレーティング・リース(単一のリース費用を認識する)に区分する2区分モデルを採用している。

論拠に関する分析

ASBJ事務局は、IFRS16号とトピック842がそれぞれ採用しているモデルの論拠について、次のような分析を示した。

すべてのリースが借手にとってその他の非金融資産に類似した資産と「債務類似」の負債を創出すると考え、使用権資産の減価償却費を有形固定資産などの他の金融資産に係る金利と同様の方法で認識するIASBの単一モデルには一定の論拠がある。

一方で、「オペレーティング・リースの借手が取得する権利および義務は、ファイナンス・リー

スおよび他の資産(知財のライセンスなど)の権利および義務とは異なり、残存する資産に対する権利およびエクスポージャーを有せず、倒産時の取扱いも異なる」、また、「使用権資産の帳簿価額は、リースの残存期間に原資産に均等にアクセスするという残存する経済的便益を表すので、借手が当該便益の見返りに支払う通常均等なリース料と直接関連する」とするFASBのアプローチにも一定の論拠があると考えられる。

対応コストの分析

ASBJ事務局は、対応コストの分析として、次のような予備的評価を示した。

IASBによると、IFRS16号では、企業は、IFRS16号とトピック842の両方の適用におおむね同じデータを必要とする。IASBは「リースを識別するため、およびそれぞれのリースの資産化すべきリース料、リース期間および割引率を決定するためのデータである」ために、両者の対応コストに差がないと説明しているが、FASBは、トピック842の場合、「貸借対照表のみが変化し、損益計算書とキャッシュ・フロー計算書は変化しない」および「従来オフバランスのリースについては、リース資産と同じ方法で測

定されると予想される」ために、「トピック82に移行するほうがコストが低くなる」としており、意見が分かれている。

これを踏まえて、ASBJ事務局は、トピック82のほうが一般的には簡便的な方法であると捉えられているとの考えを示した。

損益計算書に与える影響の分析

事務局は財政状態計算書・損益計算書について、それぞれ次のような分析を示した。

- ① 財政状態計算書について
 - ・リース負債については、双方とも未払リース料の現在価値で測定するので差異はない。
 - ・使用権資産の残高と、資本の残高については、IFRS16号での測定値のほうがトピック82での測定値よりも小さくなる。
- ② 損益計算書について
 - ・当期純利益は「回転する」ポートフォリオを前提としているため、両者に主要な差異はない。
 - ・IFRS16号ではリース負債に係る金利を金融費用に計上するため、IFRS16号のほうが、EBITDAが大きくなる。

会計

IAS8号改訂公開草案へのコメント、引き続き検討

ASBJ、IFRS適用課題専門委

去る6月26日、企業会計基準委員会は第22回IFRS適用課題専門委員会を開催した。今回も前回(2018年6月10日号 No.1514)情報フラッシュ参照に引き続き、IASBが3月に公表した公開草案「会計方針の変更(IA8号)」「会計方針の変更(IA8号)の見積りの変更及び誤謬」の改訂案(以下、「本案」という)についてのコメント対応が議論された。

主な議論は次のとおり。
取組みを支持する方向性

ASBJ事務局は当初、本案に反対の考えを示していたが、アジェンダ決定が抱える実務上の問題を解決しようとするプロジェクトの方向性には賛同しており、アジェンダ決定の曖昧な位置づけが問題の根本的原因となっていることを示したうえで、アジェンダ決定の位置づけを見直すべきである等の問題意識を明記することを条件に、取組みを支持するコメントを出す方向性を示した。

会計方針の変更に対する提案

ASBJ事務局は、アジェンダ決定による会計方針の変更

ついて「一律に遡及適用を要しない」という提案に代えて、次のように、個々のアジェンダ決定ごとに経過措置を設ける提案を示した。

- ① IAS8号においてアジェンダ決定による会計方針の変更について、個々のアジェンダ決定で示された範囲について遡及適用を要しない旨を定める。
- ② 個々のアジェンダ決定において、経過措置を定める。

また、本案の「結論の背景」で示された変型アプローチに代えて、次のように、個々のアジェンダ決定ごとに発効日を設ける提案を示した。

- ① IAS8号においてアジェンダ決定による会計方針の変更について、個々のアジェンダ決定で示された期間まで変更を要しない旨を定める。
- ② 個々のアジェンダ決定において、発効日を定める。

これに対し、専門委員からの反論はみられなかった。

経理用語の豆知識

共通支配下の取引

企業集団内における組織再編の会計処理には、共通支配下の取引と非支配株主との取引がある。共通支配下の取引とは「親会社と子会社との合併や親会社の支配下にある子会社同士の合併など、結合当事企業または事業のすべてが、企業結合の前後で同一の株主により最終的に支配され、かつ、その支配が一時的ではない場合の企業結合をいう」とされている。

共通支配下の取引は、親会社の立場からは内部取引と考えられるため、個別財務諸表上、事業の移転元の適正な帳簿価額を基礎として会計処理され、連結財務諸表上はすべて消去されることになる。ただし、親会社と子会社が企業結合する場合において、連結財務諸表作成にあたり、子会社の純資産等の帳簿価額を修正しているときは、親会社が作成する個別財務諸表においては、連結財務諸表上の金額である修正後の帳簿価額により計上しなければならないこととされている。

監査の品質

監査の品質とは、「監査が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施され、かつ、社会から求められている監査人の役割が適切に遂行された程度」である。

財務諸表監査が有効に機能していた状況とは、たとえば、①監査の基準に準拠して実施され、かつ、財務諸表の重要な虚偽表示が含まれていないとの合理的な基礎に基づいて財務諸表に対して無限定適正意見が表明された場合、②財務諸表の重要な虚偽表示が含まれている場合(経営者が監査意見を受けて財務諸表を修正または修正されなかったときに、それが監査意見に適切に反映された場合)、③経営者による巨額な財産不正が行われた場合(当該不正を検出し、かつ、その事実を監査役会等に報告した場合)、④従業員による巨額な財産不正が行われた場合(当該不正を検出し、かつ、その事実を経営者に報告した場合)、⑤取締役等の職務の執行に関して不正行為等がある場合(当該事項を検出し、かつ、その事実を監査役会等に報告、または金融庁に申し出た場合)、である。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2018年6月28日	ディスクロージャーワーキング・グループ報告—資本市場における好循環の実現に向けて—	金融審議会	金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」において検討・審議をされた企業情報の開示・提供のあり方について、まとめられたもの。今後、金融審議会総会・金融分科会において報告されることとなる。 https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20180628.html	2018年7月10日号 情報フラッシュ
2018年6月29日	業種別委員会実務指針第61号 「仮想通貨交換業者の財務諸表監査に関する実務指針」	JICPA	仮想通貨交換業者が事業年度ごとに内閣総理大臣へ提出する財務に関する報告書に対して、公認会計士または監査法人の監査報告書を添付することが求められたこと、またASBJから仮想通貨の会計処理に関する実務対応報告が公表されたことを受けて公表されたもの。公表日より適用となる。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20180629h.html	—

金融

試される景気後退への日銀の政策

日銀が7月2日に発表した6月の全国企業短期経済観測調査(短観)では、大企業・製造業の調査時点での業況判断D1が21ポイントとなり、前回3月調査分から3ポイント悪化した。時系列で見ると、直近では2016年9月の6ポイントを底に、前々回の2017年12月調査時点で25ポイントを付けたのを頂点に、再び低下傾向に入った可能性も出てきた。

同時に発表された他の経済指標では、5月分の全国消費者物価指数がコア指数でプラス0.7%と引き続き1%を下回った。5月分の労働力調査では、就業者数・雇用者数ともに65カ月連続の増加、完全失業者数は96カ月連続の減少で、完全低下の2.2%、引き続き労働市場の統計数字はおおむね好調である。

個人消費拡大を通じた景気の好循環が期待される日本経済にとって注目される指標だ。仮に、現在の米中を中心とした世界的な貿易摩擦の激化が続けば、売上に悪影響を与える企業マインドは悪化に拍車がかかる。また日銀は、こうした企業マインドの悪化に対する処方箋を描くことができるのだろうか。さらなるマイナス金利深掘りは金融機関の収益悪化につながり、国債市場の買いオペを通

じた流動性供給と長期金利の制御は、国債市場のますますの機能不全を招く。6月25日開催の国債市場特別参加者会合の議事要旨をみると、市場機能の低下や市場参加者の減少によりボラティリティの急上昇からイベントリスクに対応できないのでは、といった趣旨の懸念も示されるなど、市場関係者の懸念も増大している。

金融政策決定会合において、短期的な景気後退に対応する政策手段を議論し公表することが日銀の喫緊の課題になっている。

金融政策決定会合において、短期的な景気後退に対応する政策手段を議論し公表することが日銀の喫緊の課題になっている。

上半期の世界の株価実績をみると、主要国市場の株価はほとんどが昨年末の水準を下回ってきた。上昇したのは、台湾市場のみと見てよい。なかでも下落率の一番大きいのは中国市場(14%下落)である。中国市場は5月から急落の様相をみせている。市場がトランプ貿易政策で最も大きな打撃を受けると判断したのは中国のようだ。

7月上旬に発表された日銀短観では、最重視される大企業・製造業の業況判断が前期比微減となり、5年半ぶりに2期連続低下という結果となった。日本の大企業は先行き見通しについて慎重とする習性がある。しかし、一番懸念されたトランプ政権の貿易政策(輸入関税引上げなど)の影響を企業がどうみるか注目されたが、自動車、鉄鋼など打撃が大きいと予想される業界の景況感はずいぶん悪化

また、アメリカではNYダウとナスダックが対照的な動きをしていることが見逃せない。IT、バイオなどハイテク成長産業に対する市場の期待は変わっていない。下半期のトランプ・リスクはどう展開するか、株式投資は要警戒の姿勢で臨むべきだろう。

上半期終了、世界の株価は往つて来い

証券

にとどまった。

鉱工業生産予測指数は6月、7月と生産増加を予想しており、急に落ち込む心配はない。また、今回の短観では18年度の企業収益(経常利益)予想は前回予想よりマイナス幅が拡大している。これは、大企業・製造業の収益が円相場の水準に大きく影響されるためだ。今年度は、前回は平均1ドル＝110円程度を前提としていたが、今回は同107円となっている。した

がって、円安が進めば、収益の上方修正の可能性がある。また、今回の短観では企業規模を問わず設備投資の上方修正が目立つ。特に中小企業は人件費アップ、原油価格上昇によるコストアップの影響が懸念されるが、設備投資も10%台の上方修正だ。

労働市場の統計数字は景気の運行指標であり、これまで向上きに推移してきた国内景気を反映したものとなっている。一方で、日銀短観のような景況感を表す指標は实体经济に先行する。労働市場で、賃上げによる

労働市場の統計数字は景気の運行指標であり、これまで向上きに推移してきた国内景気を反映したものとなっている。一方で、日銀短観のような景況感を表す指標は实体经济に先行する。労働市場で、賃上げによる

労働市場の統計数字は景気の運行指標であり、これまで向上きに推移してきた国内景気を反映したものとなっている。一方で、日銀短観のような景況感を表す指標は实体经济に先行する。労働市場で、賃上げによる